



連絡先 TEL 0594-48-3484 (田中)
又は当財団サイトの問合せフォームまで



～ 装束提供のほか、出演者が舞台運営する負担を軽減します。～

- 舞台設営の準備に疲れて、本番でよい演奏ができなくなる!
- 装束の着付けや片づけが慣れていないので、時間がかかる!
- 舞台道具や装束を保管するための場所確保や手間が大変だ!

以下に、基本コース(税別)を御紹介します。多くの舞楽を楽しみたい皆様にオススメです。

<舞台コース>

舞台コースを選択した場合、装束コースの装束取扱者の費用は、原則不要です。

A. 本格コース (舞台の設営・撤去お任せ) 10万円

- ◇装束取扱者2名費用 : 4万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇高欄 (フルセット) : 5万円 (装束取扱者による運搬)
- ◇地敷・楽所幕セット : 1万円



装束取扱者の交通費は、高欄のトラック運搬5万円程度に含めることが可能です。

B. 普及コース (舞台の設営・撤去お任せ) 4万円

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇高欄 (最小セット) : 1万円 (装束取扱者による運搬)
- ◇地敷・楽所幕セット : 1万円



装束取扱者の交通費は、高欄等の運搬費用 (詳細後述) に含めることが可能です。

<装束コース>

1日1公演に限定したコースです。1日2公演の場合、価格は2倍です。

① 「陵王」 7万円 (本格コース15万円・普及コース 9万円)

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇陵王装束の基準価格 : 5万円

「還城楽」など走舞も同じコースです。基準価格表を御覧ください。




② 「振鉾」 12万円 (本格コース20万円・普及コース14万円)

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇襲装束の基準価格 : 9万円 (@ 4.5万円)
- ◇左方及び右方の鉾 : 1万円



舞楽装束・楽人装束・楽器等、「一括譲渡」の情報は、ブログを御覧ください。

 雅楽振興会 ブログ (<http://blog.gagakushinkokai.com/>)

③襲 四人 20万円 (本格コース28万円・普及コース22万円/二人11万円)

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇襲装束の基準価格 : 18万円 (@4.5万円)



④蜜絵四人 10万円 (本格コース18万円・普及コース12万円/二人6万円)

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇蜜絵装束の基準価格 : 8万円 (@2万円)



⑤童 四人 8万円 (本格コース16万円・普及コース10万円/二人5万円)

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
 - ◇童装束の基準価格 : 5万円 (「迦陵頻」又は「胡蝶」)
 - ◇白衣等 (4名分) : 1万円 (@2.5千円)
- 子供1人あたり2万円で上演できます (オススメ)。



⑥楽人20名 8万円… (例)三管×4名・三鼓・両絃×2名/@4.0千円

直垂 (海松色・鈍色) 又は狩衣 (財団オリジナル) から選択できます。

- ◇装束取扱者1名費用 : 2万円 (別途、運搬交通費必要)
- ◇海松直垂 (20名分) : 6万円 (@3千円)

3名 1.9万円… (例)三管/@6.3千円

6名 3.0万円… (例)三管・三鼓/@5.0千円

16名 6.8万円… (例)三管×3名・三鼓・両絃×2名/@4.2千円

海松色の直垂は、20名まで数量自由です (ただし、鈍色の直垂は6名まで)。



⑥+白衣20名 12万円 (3名2.5万円・6名4.2万円・16名10.0万円)

- ◇白衣等 (20名分) : 4万円 (@2千円)

白衣は舞台出演すると汗でびしょり。クリーニングに相当な費用がかかりますね。
白衣の洗濯や持参が煩わしい方にオススメです (ただし、装束利用者に限定)。

<装束取扱者1名費用及び運搬交通費の計算方法>

まず、以下の方法で計算した概算金額を前払いいただき、公演終了後に最終精算します。

装束取扱者の費用

装束及び道具は、装束取扱者が提供するほか、交通費込みで自動車を利用して運搬します。
費用は、装束保有場所 (三重県桑名市) の出発から帰還までに要した時間から計算します。

1日8時間以内の場合…2万円 (ただし、8時間以上の場合+1時間あたり2千円)

運搬交通費の計算

自動車運搬した実費 (上記の装束取扱者の費用ほか、燃料費、高速料金及び宿泊費)

保有及びレンタルの価格算出表 (消費税別)

平成24年4月現在
雅楽振興会

○保有価格は、見積り依頼後に材料費等を計算のうえ、算出しますので、概算数値です。
○舞楽装束のレンタル価格は、基準価格に装束取扱者の費用(交通費別途)を合算します。

	作品名	コード	数量	レンタル価格	保有価格	基準価格	単位価格
舞楽装束							
1	左方襲	110	4	200,000	3,600,000	180,000	@45,000
2	右方襲	120	4	200,000	3,600,000	180,000	@45,000
3	左方蛮絵	210	4	100,000	1,600,000	80,000	@25,000
4	右方蛮絵	220	4	100,000	1,600,000	80,000	@25,000
5	陵王	310	1	70,000	1,000,000	50,000	
6	納曽利	320	2	120,000	1,000,000	100,000	@50,000
7	胡飲酒	330	1	70,000	1,000,000	50,000	
8	抜頭	340	1	70,000	1,000,000	50,000	
9	蘇莫者	350	1	80,000	1,200,000	60,000	
10	還城楽	360	1	80,000	1,200,000	60,000	
11	散手	370	1	80,000	1,200,000	60,000	
12	貴徳	380	1	80,000	1,200,000	60,000	
13	迦陵頻	410	4	70,000	1,000,000	50,000	@15,000
14	胡蝶	420	4	70,000	1,000,000	50,000	@15,000
15	青海波	430	2	170,000	3,000,000	150,000	@80,000
16	陪臚	440	4	170,000	3,000,000	150,000	@80,000
17	太平楽	450	4	350,000	6,000,000	300,000	@80,000
18	狛鉾(打球楽も同額)	460	4	120,000	2,000,000	100,000	@25,000
19	陵王(童舞)	470	1				
20	納曽利(童舞)	480	2				

楽人装束

21	直垂(引立烏帽子付)	500	1	3,000	30,000	3,000	
22	狩衣(貸出は烏帽子付)	600	1	3,000	20,000	2,000	
23	袴(浅葱)	700	1	1,000	7,000	700	洗濯代を含む。
24	白衣等	710	1	1,800	5,000	500	洗濯代を含む。
25	半襦袢	711	1	700	2,500	250	洗濯代を含む。
26	ベルト	712	1	200	1,300	130	
27	絲鞋	720	1	1,300	13,000	1,300	
28	冠	721	1	4,000	38,000	3,800	
29		722					
30		723					

楽器用品

31	鳳笙袋	901	1	-	5,000	-	
32	箏篋袋	902	1	-	1,000	-	
33	龍笛袋	903	1	-	2,000	-	
34	笛連管袋	904	1	-	5,000	-	
35	箏篋箱袋	905	1		2,000	-	
36	高欄(本格コース)	990	1	50,000	1,000,000	50,000	別途、運搬交通費
37	高欄(普及コース)	991	1	10,000	200,000	10,000	別途、運搬交通費
38	地敷	992	1	6,000	100,000	5,000	洗濯代を含む。
39	楽所幕	993	1	4,000	70,000	3,500	
40	赤毛氈(大)	994	1	1,000	10,000	1,000	

装束利用確認書

一般財団法人 雅楽振興会 (以下甲) と甲の会員である _____ (以下乙) は、甲の所有する装束を、下記の条件で利用することを確認する。

記

1. 利用装束： _____ 件 (内訳は、下表のとおり)、基準金額合計 _____ ,000円

装束名称	資産番号	基準金額
	—	,000円

2. 利用目的： _____

3. 利用日時：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時から

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時まで

4. 利用場所： _____

5. 利用金額： _____ 円 (レンタル価格+消費税)

乙は、利用金額を甲の指定口座に前払いの後、装束を利用できる。

<振込口座> みずほ銀行 兜町支店 普通口座 2103739

ただし、損害、原状回復などの諸費用は、全て乙が別途負担する。

装束が滅失した時の損害額は、基準金額の2倍をもとに算出する。

6. 利用方法：乙は、甲の指定する装束取扱者 _____ の指示に従う。

7. 提供不能：甲の責に帰すべき提供不能時の損害額は、利用金額を限度とする。

以上

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

甲 東京都江東区木場 3-3-12-401
 一般財団法人 雅楽振興会
 代表理事 田中松緑 印

乙 _____

印